



第27号 発行日 平成22年5月

日頃、地域医療連携にご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

平成22年度診療報酬改定においても、地域医療連携によるさらなる機能分化と在宅医療へのシフトという方向に、変わりはないようです。

当室の在宅医療を促進するための在宅中心静脈栄養管理に関する取り組みについて、ご紹介します。

地域医療連携室 高山国子

1. HPN(在宅中心静脈栄養法) の患者数が増加 !!

1985年4月より、HPNの保険適応が認可されて依頼、その患者数は確実に増加傾向にあります。また、今後のがん連携等の医療事情を考えると、対象者は、さらに増えることが予想されます。

2. HPNを行っている開業医はどれくらいか？

現在、HPN患者さんの訪問診療を行っている開業医は、数件です。患者さんを逆紹介する場合は、HPN患者さんの受け入れの有無について、紹介先の医師に確認する必要があります。

3. なぜ、HPNを行っている開業医が少ないのか？ その対策は？

1. HPNを処方する場合、開業医は新たに院外処方箋を作成する必要があります。
→ 平鹿調剤薬局中央店のご好意により、院外処方箋を無料でお配りいただいております。
2. 開業医が点滴のセット交換を行うためには、多くの医療材料を準備する必要があります。また、患者さんが再入院した場合には、多くの在庫を抱えることとなります。
→ 当室では、おぎわら内科診療所や平鹿調剤中央店に依頼し、開業医が、点滴交換セット(テープ・消毒薬等を含む)を2セットから購入できるようにしました。
3. HPNの混入薬の中には、開業医が医療保険で処方できない薬剤があります。ラシックス・NaCl等の薬剤は、開業医の持ち出しになります。
→ HPNに、持ち出し薬品が含まれていないかを確認する必要があります。
当室では退院時共同指導を行い、保険適応外の薬剤について、中止あるいは減量が可能なか、持ち出しは可能なか、について検討いただいております。
4. 開業医は診療報酬として、在宅中心静脈栄養指導管理料(3000点)、在宅中心静脈栄養法輸液セット加算(2000点)を算定できます。
→ HPN患者さんを開業医にご担当いただく際には、診療報酬算定方法に関する資料をお配りしています。